

土砂等の盛土等には許可が必要です

～長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例～

盛土等による土砂等の崩落等による災害の発生を防止するため、「長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例」を制定しました。この条例により、令和5年1月1日以降に行う一定規模以上の盛土等については、原則、知事の許可が必要になります。

1 許可が必要な盛土等

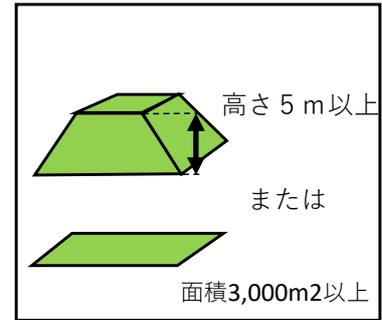
○許可の対象

- ・ **面積が3,000m²以上**又は**高さが5 m以上**の盛土等

○許可が不要な盛土等

- ・ 国、地方公共団体等が発注し、又は自ら行う盛土等
- ・ 法令又は条例の規定に基づく行政庁の許可等による盛土等
- ・ 非常災害のために必要な応急措置として行う盛土等
- ・ 高さが1 m以下の盛土等

○対象となる盛土等



盛土

周辺地盤面より
高くなるように
土砂を盛ること



埋立て

周辺地盤面より低い
箇所を埋立てること



堆積

一時的に土砂を盛ること
(仮置き)



2 盛土等を行う者の主な責務と罰則

○土地の所有者の同意

- ・ 許可を受けようとする者は、盛土等に係る事業内容を**土地の所有者に説明し、同意を得なければなりません。**

○周辺の住民に対する説明会の開催

- ・ 許可を受けようとする者は、盛土等に係る事業内容を**周辺の住民に周知するため、説明会を開催しなければなりません。**

○盛土等の構造の基準への適合

- ・ 盛土等の形状及び地下水等の排除、擁壁設置等に関する構造上の基準に適合する必要があります。

○違反行為への罰則等

- ・ 無許可盛土等及びこれらに対する措置命令違反等 ⇒ 2年以下の懲役または100万円以下の罰金
- ・ 許可基準違反に対する措置命令及び停止命令等 ⇒ 1年以下の懲役または100万円以下の罰金
- ・ 土砂等搬入禁止区域への土砂の搬入 ⇒ 6か月以下の懲役または50万円以下の罰金
- ・ 土砂等管理台帳作成、定期報告義務違反等 ⇒ 50万円以下の罰金
- ・ 軽微変更届出、完了届出義務違反等 ⇒ 30万円以下の罰金

3 手数料

対象の申請	新規許可	変更の許可	譲受けの許可
1件あたりの金額	55,000円	34,000円	34,000円

お問い合わせ先 長野県建設部砂防課

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 TEL: 026-235-7316 FAX: 026-233-4029

条例の概要図

土砂等の盛土等を行う者

面積3,000m²以上又は高さ5m以上

面積3,000m²未満かつ
高さ5m未満

許可
【第8条】

【適用除外】

- ・国等が発注し、又は自ら行う盛土等
- ・他法令等の許認可等に基づく盛土等
- ・災害対応のための盛土等

許可不要

無許可盛土等

罰則

- ・土地所有者の同意【第9条】
- ・周辺住民への周知【第10条】
- ・許可申請手続き【第11条】
- ・市町村長の意見聴取【第12条】
- ・許可基準【第13条】

許可申請

- ・手数料納付【第33条】
新規許可：55,000円
変更許可：34,000円
譲受け許可：34,000円

変更等の手続き

- ・変更【第19条】
- ・譲受け【第20条】
- ・地位の承継【第21条】

土砂等の盛土等

- ・管理責任者設置【第15条】
- ・標識、境界標の設置【第16条】
- ・土砂等管理台帳作成、
土砂量報告【第17条】
- ・関係図書保存【第24条】
- ・土砂等搬入禁止区域の指定【第27条】

- ・土地所有者の施工状況の確認【第25条】

完了

- ・完了届【第18条】
- ・県の確認【第18条】

行政処分

措置命令又は停止命令
【第22条】

- ・緊急の必要がある場合
- ・基準不適合が認められた場合（施工中）

措置命令【第22条】

- ・無許可で盛土等を行った場合
- ・基準不適合が認められた場合（完了後・許可取消後）

許可取消【第23条】

- ・許可不正取得
- ・欠格要件該当
- ・3年間未着手
- ・1年以上継続し中断
- ・命令違反

停止命令【第23条】

- ・許可条件違反
- ・許可を受けずに変更
- ・管理責任者設置違反
- ・標識等設置違反
- ・土砂等台帳作成違反
- ・土砂量報告違反

（無許可盛土等）
2年以下懲役
又は
100万円以下罰金
【第36条】

（命令違反等）
1年以下懲役
又は
100万円以下罰金
【第37条】

（土地所有者に対する命令違反等）
6月以下懲役
又は
50万円以下罰金
【第38条】

（その他違反）
50万円以下罰金
【第39条】
30万円以下罰金
【第40条】

両罰規定
【第41条】